

改正

平成23年 3 月23日告示第24号

平成27年 4 月 1 日告示第50号

平成27年12月28日告示第126号

飯綱町障害者移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋外での移動に困難がある障害児・者（以下「障害者等」という。）を対象に外出の支援を行うことにより、障害者等の地域での自立生活及び社会参加を促す移動支援サービス事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、飯綱町とする。

2 町長は、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行なうことができると認める社会福祉法人等に委託することができる。

(事業の内容)

第3条 この事業の内容は、次に掲げるものとする。

事業名	事業内容
個別支援型	(1) 社会生活上必要な外出支援
グループ支援型	ア 公共機関等への外出支援
	イ 生活必需品等の買い物（本人同伴）
	ウ その他町長が必要と認める外出支援
	(2) 余暇活動等の社会参加に係わる外出支援
	ア 地域社会参加に係わる外出支援
	イ スポーツ、レクリエーション等に係わる外出支援
	ウ 文化活動に係わる外出支援
	エ その他町長が必要と認める外出支援
通所・通学支援	日常の福祉サービスを受けるための通所・通学のための移動支援（他

	の支援が得られない状況であって、やむを得ない事情により障害者（児）の通所、通学に付き添うことが出来ない場合）
--	--

2 サービス提供範囲は、原則として1日の範囲内（概ね8時間）で用務を終えるものに限る。

（対象者）

第4条 この事業の対象者は、町内に住所を有し、一般の交通機関を利用することが困難な者で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、地域において共同生活を営む者は対象者とする。

- （1） 視覚障害者（1・2級）
- （2） 全身性障害者（1・2級）
- （3） 知的障害者
- （4） 精神障害者
- （5） その他、町長が特に支援が必要と認めた者

（利用の申請）

第5条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、移動支援事業利用登録申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

（利用の承認決定等）

第6条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定したときは、移動支援事業利用承認（不承認）決定通知書（様式第2号）（以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するとともに、地域生活支援事業受給者証（様式第3号）を交付する。また、承認をした障害者等を移動支援事業利用登録者名簿に登載するものとする。

（利用登録の有効期限及び更新申請）

第7条 前条の規定による承認決定の認定期間は、承認を行なった日から起算して、最初に到達する6月30日までとする。ただし、障害者総合支援法による障害福祉サービスを受給している者（児）は障害者総合支援法のサービス決定期間と同様とする。

2 利用者が、認定期間満了後も引き続き利用しようとするときは、認定期間満了日までの1月以内に第5条に規定する申請を行わなければならない。

（利用の変更及び廃止）

第8条 この事業を利用している者（以下「利用者」という。）は、その利用内容を変更しようとするときは、移動支援事業登録変更（廃止）申請書（様式第4号）により、速やかに町長に届け

出なければならない。

- 2 町長は、前項の規定による変更の決定をしたときは、移動支援事業利用変更決定通知書（様式第5号）により、利用者に通知するとともに、飯綱町移動支援サービス受給者証の内容を変更したうえ交付する。

（利用者負担金）

第9条 利用者は、移動支援委託料の10%を事業者に支払うものとする。ただし、有料道路及び有料駐車場等を使用したときは、利用料とは別に当該実費を負担しなければならない。

（利用料の免除）

第10条 町長は、利用者及びその属する世帯が次のいずれかに該当するときは、前条に規定する利用料を減免することができる。

- （1） 生活保護法（昭和24年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている世帯にあつては、利用料の全額を免除する。
- （2） 世帯主及び世帯員の当該年度（4月から6月までの利用については前年度とする。）の町民税が非課税である世帯にあつては、利用料の2分の1に相当する金額を減免する。ただし、障害者総合支援法による障害福祉サービスを利用している者（児）は障害者総合支援法による負担上限月額適用期間に合わせ、年に1回、世帯主及び世帯員の課税状況を確認し、町民税が非課税である世帯にあつては、利用料の2分の1に相当する金額を減免する。

（利用の上限）

第11条 利用の上限は1月当たり20時間とする。通所・通学は1月当たり46回までとする。

- 2 前項の規定に関わらず、町長が特に必要と認めたときは利用時間を変更することができる。ただし、年間を通した利用時間が240時間を越えてはならない。

（事業者の指定）

第12条 事業者の指定は、サービス事業を行う者が、移動支援事業者指定申請書（様式第6号）を提出し、町長が行う。

- 2 町長は、前項の申請があつた場合は、法第36条により、都道府県知事が指定する指定障害福祉サービス事業者及び適切な事業運営を行うことができると認める事業者に対して、移動支援事業者指定決定通知書（様式第7号）により通知する。

（委託料）

第13条 第2条の規定により事業を委託する場合の委託料は、次に掲げる費用から第9条に規定する利用者負担金を差し引いた金額を事業者に対して支払うものとする。

(1) 個別移動支援にあつては、次に掲げる額とする。

ア 身体介護を伴わない移動支援の場合、30分あたり750円とする。

イ 身体介護を伴う移動支援の場合、移動支援プランに伴って30分あたり2,000円とし、1時間を越える介護を行った場合は、以後30分あたり750円を加算する。

(2) グループ移動支援にあつては、30分あたり500円とする。

(3) 通所・通学移動支援にあつては、1回あたり1,000円とする。(通所・通学支援を利用後、連続して他の移動支援を利用することが出来ない。)

2 事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までに、町長に対し、当該月に係る委託料を一括して請求するものとする。

3 町長は、前項の請求のあった日から30日以内に内容を確認のうえ委託料を支払うものとする。

4 上記各欄に関わる日中時間帯以外の加算額

(1) 午後6時～午後10時まで 25%

(2) 午後10時～午前6時まで 50%

(3) 午前6時から午前8時まで 25%

(遵守事項)

第14条 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 事業者は、サービス提供時に事故が発生した場合は、町長及び家族等に速やかに連絡を行なうとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 事業者は、従業員、会計、利用者へのサービス提供記録に関する諸記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

5 事業者及び従業員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者等に関する秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則 (平成23年3月23日告示第24号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日告示第50号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第126号）

この告示は、平成28年1月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第8条関係）

様式第5号（第8条関係）

様式第6号（第12条関係）

様式第7号（第12条関係）